

よくある質問

問 前回の更新のときは、自動車教習所で、認知機能検査と高齢者講習を1日で終えたのですが、どうして今回は2回(別日)になったのですか。

答 平成29年3月12日に道路交通法が改正され、それまでは、高齢者講習の内容が、75歳未満の方と75歳以上の方、それぞれ一種類でしたが、改正後は、一人一人にあった講習を行うため、75歳以上の方は、認知機能検査の結果によって、高齢者講習の種類が二種類となり、その採点・通知に時間を要するためです。

問 認知機能検査を行うことは、何に定められているのですか。

答 道路交通法において「記憶機能及びその他の認知機能に関する検査」を行うこととされ、さらに、道路交通法施行規則において、時間の見当識、手がかり再生、時間描画の各検査項目を行うこととされています。

問 本年70歳になります。「講習のお知らせ」のはがきが届きましたが、70歳になるまでに免許証の更新をすれば、高齢者講習は受講しなくてもよいのですか。

答 現在保有している免許証の、更新期間満了日における年齢が基準ですので、基準日に70歳になるのであれば、免許証の更新日までに、高齢者講習を受講しておかなければなりません。

問 免許の更新期限満了日の6か月も前に「講習のお知らせ」のはがき(70歳以上75歳未満の方)や、「検査お知らせ」のはがき(75歳以上の方)が届くのはどうしてですか。

答 道路交通法で、免許証の更新を受けようとするときは、「更新期間が満了する日前6か月以内に、認知機能検査や高齢者講習を受けていなければならない」とされているからです。

「講習のお知らせ」や「検査のお知らせ」 → 「検査の結果と講習のお知らせ」のはがきが届いたら、すぐに自動車教習所へ電話で予約をしてください。(教習所は大変混んでいます。早めの予約をお願いします。)

問 「講習のお知らせ」・「検査のお知らせ」・「検査の結果と講習のお知らせ」のはがきを失くしてしまいました。

答 ○持参物等、はがきの内容をお伝えしますので、警察本部 運転免許課 講習指導係まで連絡してください。(089-934-0110)

※原則、再送付はしていません。

○教習所に予約後、はがきを失くしてしまった場合は、教習所で受検・受講の受付の際、はがきを失くした旨伝えてください。教習所から講習指導係に確認の連絡が入ります。

問 高齢者講習の実車の関係です。以前は四輪車に乗っていましたが、現在は原付しか乗っていません。

答 実車は、四輪又は二輪(原付)のいずれか一つで行います。

現在乗っている車両で講習を受けることをお勧めします。

高齢者講習を教習所に予約する際に、「原付で受けたい」旨を伝えてください。

問 高齢者講習で、落ちた場合どうなるのですか。

答 高齢者講習に合格・不合格はありません。

高齢者講習により、現在の、自身の運転状態(認知機能・身体機能など)を知っていただき、今後も安全に運転をしていただくための講習です。

問 高齢者講習で目の検査があると聞きましたが、見えなかった場合はどうなるのですか。

答 高齢者講習に合格・不合格はありませんが、現在、運転時見えにくいのであれば危険ですので、眼鏡等での調整や、場合によっては病院で診察を受けるなどして、安全に運転してください。

また、免許の更新までには道路交通法施行規則で定められている、検査の基準をクリアできるよう準備をしておいてください。

※視力の基準は、次頁にあります。

《視力の基準》

- 大型、中型、準中型、けん引、二種免許
片眼視力がそれぞれ 0.5 以上で、かつ、両眼で 0.8 以上
加えて深視力検査あり。(矯正を含む)
- 普通、大特、二輪免許
片眼視力が 0.3 以上で、かつ、両眼で 0.7 以上
片眼が視力不足にあつては、他の視力が 0.7 以上で、150 度以上の視野が必要。(矯正を含む)
- 原付、小特
片眼視力が 0.1 以上で、かつ、両眼で 0.5 以上
片眼が視力不足にあつては、他の視力が 0.5 以上で、150 度以上の視野が必要。(矯正を含む)

問 現在東京に住んでおり、免許証住所も東京です。愛媛県に半年ほど住んで、また東京都に帰ります。愛媛県で、認知機能検査と高齢者講習を受け、免許の更新は東京都でしようと思っておりますが可能ですか。

答 まず、道路交通法で「免許証住所に変更があったときは、速やかに、住所地を管轄する公安委員会に届けなければならない」こととされていますので、愛媛県に住居を移したときは、免許証住所の変更手続きをしてください。(手続きに必要な書類は、警察本部 運転免許課 免許係 に確認してください。)(089-934-0110)

質問についてですが、受検・受講は可能です。

認知機能検査も高齢者講習も、住所地を管轄する公安委員会が行うこととされていますので、免許住所の変更手続き後であれば、愛媛県内の教習所で、受検・受講できます。

愛媛県内の自動車教習所の空き状況や、地理等が不明な場合は、警察本部 運転免許課 講習指導係 まで連絡してください。(089-934-0110)

なお、東京都での免許証の更新の際には、免許住所を変更してください。

問 認知機能検査を愛媛県で受検しましたが、急に滋賀県に転居することになりました。愛媛県で受検した認知機能検査は滋賀県で通用しますか、また、滋賀県で高齢者講習を受講することはできますか。

答 通用します。

前の問いと同じく、高齢者講習は、住所地を管轄する公安委員会で行うこととなっていますので、免許証住所を変更し講習を受講してください。

(必要書類等は、転居先の免許センターで確認してください。)

なお、各都道府県によって、受付方法や教習所の混み具合等異なりますので、**転居先都道府県の免許センターに確認しておく必要があります。**

問 免許証住所は大阪府です。臨時認知機能検査の対象となっていますが、親族の法要があり、現在愛媛県に來ています。愛媛県で受検できますか。

答 受検できます。

臨時認知機能検査(や臨時高齢者講習)は、通知(はがきや封書)を受領してから1か月以内に受検(受講)しなければならないため、**愛媛県内の教習所の空き状況等調整します**ので、**運転免許課 講習指導係** まで連絡してください。(089-934-0110)

問 本年73歳で、免許の更新になっていますが、高齢者講習のはがきが届きません。

答 はがきは、**更新期間が満了する日の6か月前に発送**しています。

そのため、免許証住所から転居した等の場合、届かないことがあります。

はがきが届かない場合は、**警察本部 運転免許課 講習指導係** まで連絡をいただければ、詳細をお伝えします。(089-934-0110)

問 認知機能検査、高齢者講習及び免許証の更新の各手数料の合計は、約一万円です。3年毎に一万円は高いのでは。

答 各手数料は、愛媛県条例で定められています。

確かに安い金額ではありませんが、安全運転を継続していただくためには、認知機能・身体機能の低下に応じた講習等を受けていただく必要があります。安全に運転していただくための講習ですのでご理解を願います。